

近世遠賀川水運史に関する覚書：福岡藩焚石会所設置まで

井奥，成彦
九州大学石炭研究資料センター

<https://doi.org/10.15017/13750>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 15, pp.36-58, 1991-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

近世遠賀川水運史に関する覚書

——福岡藩焚石会所設置まで——

井 奥 成 彦

はじめに

近世の遠賀川水運に関する研究は、瓜生^二成氏の研究^①以来いくつかの貴重な成果の積み重ねが成されているが、全体として見れば近世後期以降、特に石炭輸送との関連から、文化十三年の福岡藩の芦屋・若松への焚石会所設置^③以降に関する叙述が主となっており、それ以前の時期に関する研究は手薄の感がある。そこで本稿では、先学の成果を取り入れつつ、これまで見落とされてきた史料や新しく見出された史料も含めて、焚石会所設置までの遠賀川水運に関する筆者なりの現段階でのまとめをしておこうとするものである。

(1) 瓜生^二成「遠賀川流域に於ける石炭運送の史的展望(福岡県立若松高等学校郷土研究会『研究紀要』第五・六集、一九五三・四年)

(2) 野口喜久雄「近世中期北九州海上輸送権をめぐる争論について」(『九州史学』20、一九六二年)、同「江戸時代の遠賀川の水運——特にその機構について——」(『史淵』91、一九六三年)、隅谷三喜男『日本石炭産業分折』(岩波書店、一九六八年)、藤本隆士「近世後期・明治前期、遠賀川に

おける川湄」(秀村選三・作道洋太郎・原田敏丸・安岡重明・森泰博・竹岡敬温編『近代経済の歴史的基盤』、ミネルヴァ書房、一九七七年)

(3) 芦屋・若松の焚石会所設置の年代については、瓜生^二成、前掲論文以来、文政期とされてきた誤謬を松下志朗氏が正しておられる(「福岡藩の焚石・石炭旅売仕組について」、前掲『近代経済の歴史的基盤』所収)。

一、近世初期における遠賀川改修工事

近世初期には全国的に大規模な河川の付け替え・開削^①工事が行われた。それは一つには治水のためであり、また一つには水運のためであった。いずれにしても近世に入って幕府主導による石高制の社会となり、より多く、しかも安定的に生産をあげ、かつ大量の現物地代としての米穀を運搬する必要に迫られてのことであった。

福岡藩においてもそれは例外ではなかった。同藩領内最大の河川遠賀川は流域に広大かつ肥沃な平野を持っており、また大治五年(一一三〇)流域の荘園年貢を輸送した記録が残っていることからわかるようにその水運の歴史は古いのであるが、「霖雨毎に洪水氾濫^③し」、安定性に欠

けていた。そこで初代藩主黒田長政は慶長五年（一六〇〇）の入部以来流域の年貢の安定的確保と増収、水運の安定化を図る諸政策を行った。慶長一八年着工の遠賀川本流付け替え工事はその中の一つである。

この工事は慶長一七年一月に長政が計画を立て、翌年の正月より着工を命じたものである。工事は芦屋から垣生を経て鞍手郡奈良津に至る範囲で行われ、御牧・鞍手・宗像・嘉麻・穂波五郡の百姓計一二万八九二〇人に夫役を命ずる大工事であったが、結局寛永五年（一六二八）完成し、遠賀川本流は従来の下大熊村付近から西川筋を経て古賀村・浅川村へ流れるコースから左岸は垣生村から広渡村まで、右岸は中間村から古賀村を経て浅川村へ流れるコースとなった。古賀村よりも上流は現コースと同じになったわけである。

また元和六年（一六二〇）には長政は遠賀川を自ら視察して遠賀堀川開削計画を立てているが、その意図は次のようなものであった。

底井野村の下にて、本川筋より東の方に新川を掘、遠賀川を分ちみちびきて、吉田折尾村をすぎ、長崎に出て、海に入らば、水勢二にわかれ、其上ひき、方にはやく流れ落て、洪水の災なく、殊蘆屋にゆかずして、吉田より直に黒崎に船通りなば、嘉摩、穂波、鞍手の諸郡よりも、運漕容易くして自由ならん、然らば諸人の便り宜しかるへし、本川も半は蘆屋に流れは、蘆屋への運漕の妨にも成まじとて〔以下略、傍点筆者〕

この計画もやはり治水と水運の両方を考慮してのものであったことがわかる。この工事は翌年着工されたが、元和九年長政の死去に伴ない中止された。

近世初期における遠賀川改修工事は以上の如くである。この時期の河

川改修工事は全国的に技術水準の低さなどから中止に終わったケースが多いが、この遠賀川についてもおそらくそのような要素はあったと思われる。本流古賀村以下の工事は延享元年（一七四四）に、堀川工事は宝暦元年（一七五二）以降にと、近世初期に果せなかつた課題はいずれも中期に持ち越されている。しかし初期の本流古賀村以上の工事に関する限り、拡幅・浚渫よりのちに水運の大動脈となるルートが確定したという意味において、治水のみならず水運にとっても大きな意味があったことは確かであろう。

〔1〕その最大規模のものは江戸幕府による利根川東遷工事であった（木村礎『村の語る日本の歴史』近世編①（そして、一九八三年）一七一―一七八頁、大熊孝「江戸と利根の水運」（『週刊朝日百科』「日本の歴史」30、一九八六年一月、六一―三三頁）など）。

〔2〕観世音寺文書、大治五年二月五日「観世音寺筑前確井封年貢送文」（

『大日本古文書』家わけ第十八「東大寺文書之五」（一九五五年）三九二頁）

〔3〕「福岡県誌」（『若松市史』前編（一九三七年）一五〇頁）

〔4〕竹森文書（同前、一五四―一五七頁）

〔5〕『遠賀町誌』（一九八六年）五二頁

〔6〕「筑前国統風土記」のうち「遠賀堀川」の項（『福岡県史資料』続第四輯「地誌編」一（一九四三年）三〇七―三〇八頁）。そのほか同様の記事が

「黒田家譜」十四（『福岡県史資料』第三輯（一九三四年）一七四―一七五頁）などにも見られる。

〔7〕同前

〔8〕福岡藩では寛文四年（一六六四）に御笠・那珂二郡の堀川開削計画があっ

たが、着手の後中止となっている。

〔寛文四年〕八月〔中略〕当国上座郡・下座郡路程遠くして、運送に人力を勞する故に、千年川より新川を開きて、ほり通し、御笏郡を経て、那珂郡比恵川に導きいれ、川船を以て運漕すれば、甚便よきに依て、今度大御目付兼松下総守、保田若狭守を以、老中にうか、ひ、疏鑿の功を始められしかとも、道遠く、岩石多くして、人工甚費るに依て、其事やみぬ。〔黒田新統家譜〕

二「寛文四年」の項（『福岡県史資料』第四輯、一九三五年、二〇〇頁）

この計画は寛延二年（一七四九）に再燃し同四年着工、宝曆三年（一七五三）竣工、同四年開通したが、水が乏しかったためその年のうちに廃止している

〔福岡藩民政誌略〕のうち「御笠、那珂二郡堀川」の項（『福岡県史資料』第一輯、一九三二年、三七九頁）。

二、近世中期までの遠賀川水運 — 領主的流通の展開 —

近世初期遠賀川において河川水運がどこまで遡ったかを示す明確な史料は乏しいが、細川小倉藩の「日帳」寛永元年（一六二四）八月三日の項に「（註）とまノ者と田川ノ河請之者、丸木舟出入之儀ニ付、米田与右衛門・利斎方御家老衆談合、出入有之由、舟之拾分一ヲ返し外へと被申渡外、若ぬけて上り外ハ、番を付ケられ外へと、式部殿・民部殿被御申外事」との記載が見られるので、この頃少なくとも田川までは丸木舟による舟運があったことがわかる。

しかるに中期に入ると、宝永六年（一七〇九）貝原益軒の手になった「筑前国統風土記」により、福岡藩内の河川水運の実態を平面的かつ靜態的に知ることができる。表は、「筑前国統風土記」及び「筑前国統風

土記附録」〔寛政一〇年（一七九八）成稿〕から河川交通関係記事を抜き出したものである。これによると一八世紀初頭遠賀川水系において嘉麻川では飯塚まで、彦山川では田川まで、犬鳴川では宮田まで舟が上っていたことがわかる。但し宮田の下には「近年」堰ができて舟は上らなくなったとある。また、このころの舟運はすべて丸木船によっていた。

「統風土記」の「提要 上」の項によると、川筋は丸木船ばかりで三六五艘あった。ところが同「附録」の同じ項を見ると、川筋は艀船ばかりで三九三艘となっている。一八世紀初頭から末までの一〇〇年足らずの間に丸木船から艀船への転換が行われたわけである。

ところで一八世紀初めごろまでの輸送物資はどのような内容をもつものであっただろうか。結論から言えば、それは年貢米輸送を中心とし、それに農民の非自給物資が付随するものであったと思われる。〔統風土記〕には輸送物資の内容に関する記載を見ると、「宮田」及び「提要下宮田川」の項に周辺村から宮田に米を出して芦屋へ運ぶ旨の記載がある。また「飯塚村」の項に「運漕の便よくして、海味もともしからず」とあるのは、飯塚村における非自給物資たる海産物が川を遡って輸送されてきていたことを示している。おそらく漁村の非自給物資たる米などとの交換であったのであろう。なお石炭については「統風土記」には次のように記されている。

遠賀郡、鞍手、嘉摩、穂波、宗像郡の中、所々山野にこれあり。村民是をほり取て、薪に代用ゆ。遠賀、鞍手殊に多し。頃年糟屋郡の山にてもほる。烟多く臭悪しといへとも、よくもえて火久しくあり。水風呂のかまにたきて尤よし。民用に便あり。薪なき里に多し。是造化自然の助也。

表 「筑前国統風土記」・同「附録」における河川交通関係記事

○「筑前国統風土記」提要下 河水記

- 一、国中船を浮ふる川は、千年川、遠賀川なり。遠賀川の上飯塚秋松迄舟上る。
又鞍手の境村の上は豊前田川郡まで舟上る。植木川の上は宮田迄舟上る。
川下に舟入川は、多々良川、那珂川、宗像の江口川、遠賀の長崎川、島津川、猪隈川也。

○「筑前国統風土記」提要上 国中船数

船数	1,378	(大船 369)	小船 1,009)
福岡	45	(大船 20)	小船 25)
博多	322	(大船 132)	小船 190)
志摩郡	281	(大船 91)	小船 190)
那珂郡	88	(大船 1)	小船 87)
早良郡	117	(大船 83)	小船 34)
糟屋郡	128	(大船)	小船 128)
宗像郡	293	(大船 39)	小船 254)
遠賀郡	104	(大船 3)	小船 101)
国中渡海船	24		
遠賀郡黒崎	19	同若松 5	大坂に上下する借し舟なり
川筋丸木舟	365		
若松(遠賀郡)	62	戸畑(同) 12	黒崎(同) 8 芦屋(同) 32 山鹿(同) 23
木屋瀬(鞍手郡)	23	植木(同) 18	直方(同) 22
川島(嘉麻郡)	16		
片島(穂波郡)	19	河袋(同) 8	飯塚(同) 122
国中川々渡し舟	19艘	19ヶ所	

○同「附録」提要上 国中船数

船数	1,611	(大船 376)	小船 1,235)
福岡	48	(大船 2)	小船 46)
博多	109	(大船 16)	小船 93)
怡土郡	13	(大船 2)	小船 11)
志摩郡	319	(大船 63)	小船 256)
那珂郡	91	(大船 7)	小船 84)
早良郡	152	(大船 20)	小船 132)
糟屋郡	167	(大船 2)	小船 165)
宗像郡	431	(大船 123)	小船 308)
遠賀郡	281	(大船 140)	小船 141)
国中渡海船	58		
遠賀郡黒崎	13	同若松 45	但し遠賀郡の大船140艘の内
川筋川艦	393		
若松(遠賀郡)	6	戸畑(同) 12	芦屋(同) 57 山鹿(同) 39
木屋瀬(鞍手郡)	24	植木(同) 41	直方(同) 36
川島(嘉麻郡)	36	鯉田(同) 44	
片嶋(穂波郡)	23	幸袋(同) 6	飯塚(同) 75
国中川々渡し舟	21艘	21ヶ所	

○両史料における各地名ごとの河川交通関係記事

川	地名	「筑前国統風土記」	同「附録」
遠嘉麻川	飯塚村(穂波郡)	蘆屋川の上なる故、川舟多く、運漕の便よくして、海味もともしか らす。<穂波郡 飯塚村> 飯塚迄舟上る。<提要下 飯塚川>	本編に詳也。
	鯉田(嘉麻郡)	此村は大河の東側にありて舟付なり。運漕の便よし。 <嘉麻郡 鯉田>	本編に出たり。
	赤地村(鞍手郡)	赤地村の東の川は、豊前田河郡より出、上境下境と中泉村との間を 流れ、直方の町の東にて、嘉摩川と一になる。嘉摩川より水やゝす くなし。されとも是亦大川也。舟ものぼる。赤地村は両川の間にあ り。<鞍手郡 赤地村> 渡守在りて、舟にて人を渡す。<遠賀郡上 遠賀川><提要下 直 方川>	本編に出たり。
彦山川	下境(鞍手郡)	渡守在りて、舟にて人を渡す。<遠賀郡上 遠賀川>	

犬 鳴 川	宮田（鞍手郡）	宮田迄は水深き故、川舟登る、此辺の農は、米を宮田に出し、舟につみ蘆屋へ下す。近年は下に堰手出来て、宮田に舟をのほらす。〈鞍手郡 宮田〉 むかしは宮田迄川舟上り、若宮吉川の米をつみ下す。近年は堰手出来て、船のほらす。〈提要下 宮田川〉	宝暦年中遠賀郡吉田村の境地より洞海まで川を掘通し若宮河内・吉川河内・宮田・本城・龍徳・長井鶴・磯光・鶴田・上大隈・上新入・下新入の貢税ハ皆舟に積宮田川筋より若松に下す。〈鞍手郡中 宮田村〉
賀	木屋瀬（鞍手郡）	（むかし〔鎌倉初期〕勝光〔聖光〕上人穂波郡明星寺再興の時、豊後臼杵家より、材木を寄附しけるを船につみ、蘆屋川より上せ、此所の河辺に木屋をかけて入置ける。其所を木屋瀬と云。〈鞍手郡 木屋瀬〉） 渡守在りて、舟にて人を渡す。〈遠賀郡上 遠賀川〉〈提要下 木屋瀬川〉	本編に見へたり。
	遠賀郡	大河あり。海近くして運漕の便よく、海味もともしからす。〈遠賀郡上〉	本編に詳也。
	遠賀堀川	蘆屋にゆかずして、吉田より直に黒崎に船通りなば、嘉麻、穂波、鞍手の諸郡よりも、運漕容易くして自由ならん、然らば諸人の便り宜しかるへし、本川も半は蘆屋に流れは、蘆屋への運漕の妨にも成ましとて、上意をうかかひ、……元和七年……より掘り初め、……過半すてに出来しかとも、元和九年の秋、長政公卒し給ひて後、其の功ならずしてやみぬ。〈遠賀郡上 遠賀堀川〉	元和年中堀川の企ありし事、本編遠賀郡の上巻に詳なり。寛延三年継高公の命ありて、遠賀川に分派をせは、此郡の水災を防ぎ且運漕の便よかるへしとて、……同四年正月より事始あり。……同十二年……大渡川に通る如くに功成ぬ。……堀川の功なりてより、嘉麻・穂波・遠賀・鞍手及豊前田川郡〔小倉領〕の米穀を漕運すも、芦屋まで下らすして直に若松に至り、……〈提要下 遠賀郡堀川〉〈河水記 遠賀堀川〉
	吉田村（遠賀郡）		此郡土地低く大河有て水災多きゆへ、長政公新川をほり遠賀川の水勢を分ち導き、且運漕自由ならしめんとて、地理を見そなへし、堀川を初給ひけるか、其功とげ給はざりしこと本編に詳也。……寛延四年……再び新川掘通の企あり。……宝暦十二年に成就せり。此堀川は遠賀・嘉麻・穂波・鞍手四郡の米穀又豊前国小倉領の米穀をも運漕す。まことに便利を得ること少からず。 〈遠賀郡貞 吉田村〉
	杉森大明神社 （遠賀郡香月村）	（次郎太と云太力有て、此鳥居を蘆屋より船に積て、黒川〔香月村の下の川也。〕まで来り、それより杉森宮迄六七町の間、一人にて鳥居の柱を一本つつ持来りし由云傳ふ。）〈遠賀郡上 杉森大明神社〉	本編に詳也。
	土生（遠賀郡）	渡守在りて、舟にて人を渡す。〈遠賀郡上 遠賀川〉	
	長崎（遠賀郡）	長崎より龍石迄半里許、今に至て川筋は船入也。山あいにて遠く舟の入所、此所のことくなるはまれ也。〈遠賀郡上 長崎〉	
	遠賀川〔下流域〕	本川と猪熊との間にも川あり。古賀村の下よりわかれて内海に入る。潮みつれはふかし。舟にて渡る。島津と西若松の間に、堀川とて潮満れば、大なる川あり。是も舟にて渡る。……又西若松と鬼津との間に、西川と云川あり。是も潮満れば深し。舟にて渡る〈遠賀郡上 遠賀川〉	本編に詳也。
	二村（遠賀郡）		二村ハ大川の東にありて渉し舟あり。二村の渡しといふ。〈遠賀郡貞 二村〉

川	蟹住村（遠賀郡）		（属村小嶋の川辺にむかしより渡し舟ありしか、明和の頃より板橋を架せり。是子忘れの橋跡ならんか。）＜遠賀郡亨 蟹住村＞
	浅川村（遠賀郡）		（此村の辺いにしへハ、洞海にて大船も通ひし所なるへし。年を逐て田地を開墾して村居をなし、川幅や狭くなり、今はわずかに、潮水の通ふ所四五間はかり也。）＜遠賀郡利 浅川村＞
	垂間野橋（遠賀郡）	（むかし蘆屋と山鹿との間、東西に渡せし往来の橋也。……）今の舟わたりする所より、一町許西にあり。……今舟わたりする所の河、廣さ百二十五間余あり。（故に橋も長かりしといひ傳へたり。橋の下を大船通りしと云。＜遠賀郡上 垂間野橋＞	本編に詳なり。
	大渡川（遠賀郡）	若松の入海の口、若松と鳥旗との間也。…慶長年中に一度、寛永年中に一度、此水こぼれり。又天和三年十一月晦日より雪ふり、……寒気はけしき時、いつれの川も皆こぼりしに、此木もこぼりて、舟の往来たえたり。＜遠賀郡下 大渡川＞	本編に詳なり。
	洞海（遠賀郡）	狭き所は六七間、尤狭き所は四五間あり。大船は通らず。＜遠賀郡下 洞海＞	
江口川	江口村（宗像郡）	此川口昔は水深くして、船入の港なりしか、其後やうやく川口浅く成て、今は舟をつなくへき所に非ず。＜宗像郡下 五月濱＞	本編に出たり。
良多川々	内橋（糟屋郡）	むかしは此辺に橋あり。是迄海より船上りしと云。＜糟屋郡表 内橋＞	
那珂川	那珂川 筒井村（御笠郡）	那珂川の下の水口も、亦やうやく沙土あつまりて浅くなり、舟をつなぐに所なし。＜福岡 荒戸山＞	（寛延三年瓦田村境より此村の境地まで、通路の傍に二日市川の流をひきて、川を掘通し運漕に便せんことを議せられ、役夫に課〔ヲヲ〕せて、つとめて開通せしめらる。しかれとも、水勢微にして船通せされハ、其こと半にいたらすしてやみぬ。）＜御笠郡下 筒井村＞
千年川	小辺田（上座郡） 志波村（上座郡） 池田村（上座郡） （水城の渡）（下座郡） 恵利の渡（下座郡） 長田の渡（下座郡）	土民耕作するに、人馬の通行成かたき故に、船にて往来す。（……又此辺に唐船木とて、昔此辺迄唐船のほりしを、つなきたる木なりとて、近世迄大なる楠の木枯て有しか、明暦二年に朽て倒る。……昔は筑前筑後一國なりしかは、上座のをべたより恵蘇宿のあたり、向いの小江の辺迄船のつく所を、すへて織面の湊といひしにや。）＜上座郡 小辺田＞ （同郡長田村の内に水城と云小村有。……むかし其所に千年川流る。其所則水城の渡りなり。いつの時よりか、洪水によりて、河の流かはりて、今は南数町に千年川流る。）今其所の千年川の渡りを恵利の渡と云。＜拾遺 下座郡水城の渡＞	（唐船木といへる事、むかしは船をつなげる木なりとあり。……此唐船木も古へ海水通したる故、かゝる名も残れるなるへし。）＜上座郡下 小辺田＞ 野航〔ワタシブネ〕あり。＜上座郡中 志波村＞ 野航〔ワタシブネ〕一艘あり。＜上座郡中 池田村＞ （いにしへの渡し址ハ古川筋にあり。……）今長田の渡しといふハ、筑後国恵利村に渡るをいふなり。野航〔わたしぶね〕一艘あり。＜下座郡上 長田村＞

注. < >内は記載の出所。記載内容中の（ ）内は、同時代の記録でないもの。

つまり一八世紀初頭において石炭は、農民が水風呂の釜にたく程度で、自給の域を出ていなかったことがわかる。

ところで近世初期から中期にかけては、藩は黒崎を流通の結節点としてようとしていたようである。黒崎は慶長年間、井上周防守が端城を築いて各地より商人を招いて町立てをして以来栄え、城破却後も長崎街道の宿場町として、また九州の玄関として発展していた。⁷⁾『八幡市史』によると、正保の頃、黒崎には八九端帆以下の船七艘、丸木船二〇艘があったが、その後寛文の初めには丸木船ばかりとなり、内海の漁をしたり芦屋・小倉・下関等に運漕してその賃を取り、船方の衆の産業としていた。しかるに寛文二年（一六六二）、吉田六郎太夫がこのあたりを巡検していたとき、黒崎港に紀州よりの商船が数艘停泊しているのを見て他国の大船が入ってくることは当国の利益になるであろうと考え、ここ黒崎にも大船あつてしかるべしと思ひ、米問屋紀国屋市三郎を呼び交易の趣を聞き、ここに大船を仕立て試みよと塩屋正三郎・播磨屋八兵衛という者に申しつけた。同郡若松にも大船を仕立てよと申しつけたが便が良くないということで邑人が辞退した。その後福岡で僉議があつて、翌寛文三年黒崎に大船建造を試みよとの仰せ付けがあつた。寛文五年小倉より五年黒崎の渡海船を二艘買ひ取つて試みに上方へ渡海したところ渡世の便になつたので翌年その旨を申し出たところ、その秋大船を造るよう仰せ付けられ、自分で財用が調わなければ藩が材木を与えるということにした。この時船一艘を造る材木を所より願ひ出たので藩は良材を与え、かつ資用の銀子をも貸し与え、寛文七年に一艘の船ができた。ところが繋ぎ所が便ならず、翌年大風で少々破損したので、同九年藩は船江を掘らせることにし、幕府に依頼した。この工事は人工甚だ費えるによつて中

止となつたが、渡海船は追々造り出し、四〇艘ばかりになつて上方渡海が便あることになつた。なお船江がないので船はみな潟の内に繋いだ。その後港の修築は再興できず、大船も補修できず船数が減つたとあるが、⁸⁾「続風土記」によると一八世紀初頭段階で国中の渡海船は二四艘、そのうち一九艘が黒崎に所属し「大坂に上下する借し舟なり」とあり、船数は減つても依然として国の中では黒崎が渡海の拠点であつたと言える。宝永元年（一七〇四）に福岡藩が黒崎に市を立てたことも、藩が黒崎を流通の結節点としていたことを示す事実といえよう。

一只今迄遠賀、鞍手、嘉摩、穂波、宗像郡々より諸用之分、小倉にて調来候、就夫今度黒崎村へ、札所より銀子相渡、新市取立、毎月二日、六日、十一日、十六日、廿一日、廿六日、市を立候様、被仰付候条、右之郡々之百性共、黒崎にて調用之品、調候様に可被申付候、尤右之郡々より売出之米、雜穀之類、諸品共に、勝手次第黒崎にて商売仕候様に、可被申聞候、右之通に候得は、黒崎市場へ無之品、不相調候て難成類候は、小倉へも罷通、調可申候、尤黒崎にて随分売物等不差問様に、被仰付候事

右新市之儀、黒崎より願出、市立候へは、百性とも他国へ不罷越、御国内にて諸用調、勝手に宜候条、願之通被仰付候、右之郡々百性共へも、申付候様に、御郡代衆へ可被申渡候、以上

忠兵衛

八左衛門

柳瀬 与兵衛殿

田尻 彦右衛門殿

右覚書梶原十兵衛に相渡、同人より御郡奉行へ相達仕候事¹⁰⁾

この史料によると、それまで遠賀・鞍手・嘉麻・穂波・宗像各郡で必要の品は隣藩小倉で調べてきた。それを今度黒崎で間に合わすよう月六回の市を立てようとしているのである。そして右の郡々より売り出しの米・雑穀の類・諸品共に勝手次第黒崎にて商売しようとしている¹¹⁾。

また寛保三年（一七四三）には国中の鶏卵を黒崎に集め、大坂表に売り出すこととしている。玉子仕組の初である。

ちなみに秋月藩では元禄二年（一六八九）、蔵屋敷を菅屋から黒崎へ移している。これにより藩領のうち朝倉郡の貢米は博多の秋月屋敷に運び、嘉麻・穂波両郡の貢米は川舟により黒崎の蔵屋敷に運び、しかる後に大坂に運漕することとなった¹²⁾。このような措置がとられたのも当時黒崎が渡海の拠点であるという事実があつてのことであろう。

以上見てきたように、福岡藩の主導により黒崎は流通の結節点として育成された。そしてその繁栄を支えたのは領主荷物の貨幣化と非自給物資の供給を請け負う初期特権商人であつた¹³⁾。

- (1) 『福岡県史』近世史料編「細川小倉藩」(一)所収
- (2) 加藤一純・鷹取周成共著『筑前国統風土記附録』（一九七七年、文献出版）

- (3) 『福岡県史資料』続第四輯「地誌編」一、三〇頁
- (4) 前掲(2)（上巻）二一―二二頁
- (5) 野口喜久雄「近世中期北九州海上輸送権をめぐる争論について」（前掲）

六頁参照。

- (6) 前掲(3)「土産考上」「燃石」の項(六六四頁)
- (7) 野口、前掲(5)五頁

- (8) 『八幡市史』（一九三六年）九〇―九三頁

- (9) 前掲(3)二九―三〇頁

- (10) 「福岡藩郡役所記録」（『福岡県史資料』第四輯二四四―二四五頁）

- (11) 安藤精一「在方商業の発達と町方の関係―近世北九州、特に福岡藩・中津藩を中心として―」（『経済理論』第27号、一九五五年九月）、藤本隆士「福岡藩における流通統制」（『藩社会の研究』、ミネルヴァ書房、一九六〇年）三五―三五頁参照。

- (12) 「福岡藩郡役所記録」寛保三年二月晦日の項（『福岡県史資料』第四輯三七〇頁）、「郡方定」（『八幡市史』一一〇頁）

- (13) 『八幡市史』九七頁

- (14) 野口、前掲(5)六頁。なお同氏論文では初代が黒崎城主井上周防守に目をかけられて下関から移ってきた関屋（その子は井上半右衛門の家中米を紀州や播州網干からの「米買客」に売っていた。即ち領主米の販売を請け負っていたわけである。）、黒田氏入部の際に八幡より黒崎へ移り住み御用等を仰せつかり、年々扶持米三〇俵ずつを拝領していた八幡屋が例としてあげられている。

三、近世中期以降の遠賀川水運

―農民的流通の展開と領主の把握―

前節で見たような領主的な流通とは裏腹に、一八世紀に入ると農村における商品生産に対応した商人が登場し、流通が行われるようになった。

例えば元文元年（一七三六）、大坂で取り扱われた筑前国産出商品として米・大豆・小麦以外に蕎麦・菜種・荏子・諸紙・和菓・生蠟・生魚・塩魚・干魚・干物・油粕・干鰯と多数あり、この時期の筑前の一定程度の商品生産の発展を知ることができる^①。また藩は宝永三年（一七〇七）に上底井野・木月・高倉・宇美・猪野各村に商人札を許したり寛保三年（一七四三）蜜問屋取立・延享元年（一七四四）辛子油せん問屋取立・宝暦二年（一七六二）榎実種辛子商売運上取立をするなど農村における商品生産の発展と商人の勃興をとらえる動きを示している^②。そして以下に見る黒崎と若松の対立は、前節でみたような領主的流通と上記のような農民的流通との対立を象徴するようなことであった。宝永六年（一七〇九）、若松代官木村善兵衛より、若松内海で黒崎漁船共が荷物隠積するのを差し留めたい旨の訴えがなされた。詳細は明らかでないが、福岡で「前々より積荷物法式之次第」を内詮議した結果^③、次のような取り決めがなされた。

寛^④

一若松海にて荷物併旅人、何方へ渡海仕候共、自由に積送り之儀は、

黒崎より可仕候事

附り穀物積申間敷事、繼之儀者、只今之通打込、自由に可仕候事
一穀物は若松より積送可仕候事、

但積荷自然有之積申節、黒崎より押へ申間敷候事

右之通兩人相談を以、相極候条、手前共御代官御役相勤候内者、右之通相背申間敷事

宝永六年

木村 善兵衛

丑ノ三月

大島治右衛門

つまり荷物（穀物を除く）・旅人は黒崎より、穀物は若松より積み送ることとなったのである。これに対し黒崎は、洞海はもともと黒崎の内海であるとし^⑤、

乍恐黒崎中、別て船町船持中、漸々不勝手罷成、船迄減少仕、困窮之体に罷成候儀者、去る宝永六年丑ノ年より之儀に御座候、被為聞召上可被下候

一殿様御入国以来、御年貢大坂登り御米黒崎方角手寄村々者、同所より前積仕、又若松より手寄能村々は、同所より前積仕、両所打込に前積仕居申候処、宝永年丑ノ年若松御代官木村善兵衛様、并黒崎御代官大島治右衛門様へハ無御相談、福岡御帰之上、御米前積若松引切ニ於福岡被仰付候間、其段相心得候へと被仰付候ニ付、黒崎中ものとも驚、夫より黒崎、若松両所よりも、口上書指上、双方及異論候といへとも、御両所御代官、御郡代様迄も御聞被遊、黒崎口上書上へは上り不申、弥若松より引切前積仕候分ニ相究^⑥

つたとして木村善兵衛・大島治右衛門が役替わりの後、段々御米積み送りを願ひ出たが、「そこかしこに障り多、願書上迄上り不申」、これでは黒崎は「滅亡に相極」るので、先年の通り御米積み送りを仰せ付けられるよう嘆願している^⑦。

若松側では、若松が往古より海上諸役を勤めていること、洞海が慶安四年（一六五一）、寛文八年（一六六八）の争論以来若松の占有海面であることを主張し、宝永六年の取り決めの際には本来なら黒崎船の積み

方を全面的に禁止すべきところを、黒崎代官大島治右衛門より若松代官木村善兵衛に黒崎船町の者が難儀せぬよう頼んだので右のような取り決めにあったこと、しかし両代官一代切り差免することになったのだと主張している。

享保五年（一七二〇）、藩では若松村庄屋市左衛門・年寄正五郎・頭百姓与七郎、黒崎田村庄屋伊三郎、年寄仁兵衛、黒崎船村庄屋五兵衛・吉助・助七を福岡へ呼び寄せ、代官頭小西諸右衛門宅で対決させた。その結果次のような取り決めがなされた。

証文^⑩

一 遠賀郡黒崎若松両所之船を以、穀物前積之儀、近来□□双方より願出^レニ付、黒崎若松之者共呼集、前々より之趣遂詮儀^レ処、若松ハ浦岡相兼^レ所ニ^ル、浦役相動来、勿論内海も全若松之抱ニ相究^レ、尤双方之者共、右詮儀之次第、令納得^レ条、向後左之通たるへき事

一 穀物不残 若松方前積可仕^レ
一 穀物之外 黒崎船町
一 商売荷物 若松双方積可申^レ
右之通向後無争論送運可仕事
享保五庚子年十月

若松村中

浦奉行 角兵衛書判
右同 大塩 治兵衛書判
代官頭 小西 諸右衛門書判
右同 田中 久右衛門書判

黒崎船町中

即ち穀物はすべて若松から、穀物以外の商売荷物は黒崎船町・若松双方から運送せよとのことである。宝永六年の取り決めに比べ、若松の権利がいっそう強まっていることがわかる。

この若松の流通を担った商人は、野口喜久雄氏によれば一定の農民的商品生産の基盤の上に立つものであった。^⑪ その意味で黒崎の商人とは対立する性格を持ち、かつこのような商人を藩が取り込んだ時に幕藩制的流通は完成段階に達したと言える。^⑫

ところで以下に述べる若松船と川船との争論は、同じ農民的商品生産を基盤としているもの同士が対立したものであった。^⑬

享保一〇年（一七二五）八月、次のような申達が郡奉行庄野半太夫からなされた。

一 筆申達^レ、然と、芦屋川筋之川船、猥ニ穀物之外商売物積、下ノ関迄沖出仕^レ由、相聞候、則別紙書附裏判衆^レ被相渡^レ間、写^レ指進^レ、別紙覚書之趣、船持共江九太夫殿^レ稠敷可被仰附^レ、若松須口番江左助殿^レ重疊可被仰附^レ、惣躰、川船持中、猥ニ相聞^レ間、此節屹度可被仰付^レ、若松須口番人江と左助殿^レ念^レ入相改^レ様ニ可被仰附^レ、右之段為可申述如斯^レ、已上

庄野 半太夫

八月十一日

井上 九太夫 殿

川島 左助 殿

若松御代官

井上 九太夫

若松御代官

川嶋 左助

右 覚書 写 控

覚

一、昔屋川筋之川船之儀、川内斗積方定法ニ御座^ハ、猥^リニ下関
辺迄川船直ニ穀物之外商売物積、冲出忍出仕^ハ様ニ風聞承^レ、
此趣海上川内之分り無御座^ルハ、御法難立御座^ハ、穀物旅出之
改も船^方之儀ニ^ハ、浦方不念之様ニ成行、此内唐船帆影知
嶋西沖ニ、折々帆影相見^ハ、其後昔屋沖、若松沖ニ乗込申^ハ、
此趣ハ陸ニ帆影見^セ、抜荷仕^ハ者、船ニ乗^レ相催^シ様仕^セ、
其以後乗込申^ハと、先年冲出仕^ハもの白状ニも申^ハ、旁、海上
船方之儀、猥^ニ御座^ハ却^ル浦方不念之様成行^ハニ付、右之川
内船重疊御法相背不申様ニ御郡^方被仰付可被下^ハ、若冲乗仕^ハ
川船御座^ハハ、浦船^方見合次第抑取、早速申出^ハ様ニ可申付
^ハ、已上

八月

右御書附御浦奉行^方被仰渡^ハ

即ち「従来川内だけで運漕をしていた昔屋川の川船が猥りに下関辺ま
で直接穀物ほか商売物を積んで忍び出し、唐船と密貿易をしている。海
上で船方が猥りなことをすると浦方の過失のように思われるので川船が

法に背かないよう郡より仰せ付け下さるべし、もし冲乗の川船があった
ら浦船より見つけ次第抑え取り、早速申し出るよう」に浦奉行から仰せ
渡されたという覚書の内容を、船持共へは昔屋代官井上九太夫から、若
松洲口番へは若松代官川島左助から仰せつけるようにと述べている。
若松側では同年一〇月、庄屋・年寄より若松代官川島へ若松における
諸荷物取扱方法を記して提出している。

一、若松之儀、古来御制札前之通、船次之場所ニ御座^ハ故、川内
井昔屋・黒崎下浦小船共ニ若松内海罷通^ル、下関・小倉江参
^ハ船ニ荷物・穀物若松船を以積替来^リ得共、以前ハ丸木船之
方多く、舟ニ大小有之大船差間^ハ節、川内荷物品により、小舟
ニて積替、冲出難仕^ハ節、上前銀を取指通為^シ儀も御座^ハ得と
も、右丸木船ニてハ、品ニより沖海ニ御役用并下関・小倉
江之役舟も難勤御座^ハニ付、年々平太船ニ作り替、沖海御役目
等丈夫ニ相勤申上^ル儀ニ御座^ハ、就夫十二三ヶ年以前^方川内舟
下関・小倉江積参^ハ穀物・荷物共ニ不残若松ニて古来定法之通
り積替漕送り仕来^ハ、御存知被為遊^ハ通、御手崎之若松故、下
関・小倉江之御用役舟、当所之船ニ動上^ハニ付、若松^方彼地
迄運送を以、渡世不仕^ハと、御役目等も難勤上^ハ事

一、近年唐船漂流仕^ハ以来、川筋川舟ニ、其所御代官様^方御往来
御出被遊^ハ得共、右御往来ハ船荷物共ニ胡蓋^ニ成儀ニて無之通之
御證拠ニ御座^ハ、荷物積替之儀ハ、对御往来何之指引も無御
座^ハ儀故、御往来持来^ハ舟、只今迄無異儀積来^ハ事

一、若松舟海上受持居申事故、川内ニ入込荷物積可申と申^ハも中

積せ申儀ニ無御座、然と海川働舟場所相分り居申儀、明白ニ御座、左得と、川船之分、海之働可仕様無御座、右之通ニ御座、川船ハ川内斗之積方ニ渡世仕等之儀ニ御座、海上受持居申若松方御菜水夫上納仕、其上芦屋、黒崎江之船公役不及申上、下関、小倉江之船役迄勤上、内外之海ニ漕送ヲ以渡世不仕、海にかゝり申御役目可勤上様無御座、勿論船次之儀ハ、御高札ニも紛無御座、尤御浦奉行様々、川内船沖海ニ出し不申様と連々被仰付書物判形をも指上置申、弥川内船沖海江出不申、以上

享保十巳年十月

庄屋 市左衛門

年寄 正五郎

川嶋 左助様

この中で若松は、若松が古来船継の場所であり、下関・小倉その他へも海上の船役目を勤めてきたこと、川内並びに芦屋・黒崎下浦小船とも若松内海を通過して下関・小倉へ行くときは若松船に積み替えてきたこと、但し川内荷物は品により積み替えにくい時は上前銀を取って通したこともあること等を述べ、若松舟が川内に入り込み荷物を積もうとしても積ませない、海と川とは分別をつけ、川舟は海で働くべきではなく川内だけで働くはずのものと主張している。そして浦奉行よりの書物によって、川内船は現在沖へ出ていないと述べている。なおこの中で、丸木船から平太（艀）船への転換のようすが述べられていることは興味深い。大凡次のように記されている。「以前は丸木船の方が多かったが、

丸木船では沖海にての御役用、ならびに下関・小倉への役船も勤めにくいのので、年々艀船に作り替えた。」つまり丸木船から艀船への転換には、海上へ出ても使えるようにという含みがあり、当時の流通の活発化に伴ってそのような要請が強まっていたことが窺える。先にみたように、「続風土記」によると一八世紀初頭の川船はすべて丸木船であったから、それから間もなく艀船への転換が始まったことになる。

さて上記内容は若松代官川島左助によってまとめられ、同年一二月一日柳瀬与兵衛に提出された。

川内船方須口出之願差出ニ付、若松方古来覚書指上、御代官所方御書出被成、愛ニ記置

覚

一、川内船若松須口出儀、古格も可有之間、遂詮儀差出候様被仰下、重疊僉儀任申、左ニ書付申

一、若松、古来御制札も有之通、船継之場所ニ、下関小倉其外江も御用次第、海上之船役目相勤、尤御菜水夫上納仕儀、無御座事

一、上前銀取儀、若松須口指通申等之船と、往古上前銀受取申儀紛無御座事

一、若松船、川内之働可仕と申、川内之働もかきと、川内方仕せ不申、左得と、川船海上之働可仕道理無之儀ニ御座、古来川船も川内請持之積場高相極居申、川内積送り渡世仕儀定之由ニも伝居申事

一、海上受持居申若松船と、内外之海ニ付、積送り渡世仕儀、古来

方之定格ニ御座ノ事

一、洲口改之儀、古米と若松百姓廻り番ニシテ、昼夜三人宛番所江相詰、往來之船相改、差通筈之船も、上前銀取指通申付、右之通故、所中江古來々式人扶持被下來付処、正徳元年より須口番人被仰付付故、所中江被下付式人扶持被相止付ニ付、其以後八百姓老人宛廻り番ニシテ、於爾今昼夜須口ニ相詰、上前銀受取申事

一、川船ニ積來り付穀物荷物共ニ、古來極之通不絶拾二三ヶ年已前々若松船ニ積替漕送り仕付儀、相違無御座付、若松船ニ積替江不申儀定ニ付得ハ、数年之間、川船之者其分迄積替可申様無之事ニ御座付

一、川船ニ酒、堅炭など積參付節、積替付得ハ、持なやミ難儀ニ付間、小倉下関迄運賃ハ、若松船ニ積替付同前之運賃出可申付間、積替不申直ニ小倉下関迄通し呉付様ニと、達申候得と、若松船ニ積替付同前之運賃取、若松之者乗付可申、川船江乗付る罷越、下関又ハ小倉往來仕せたる儀も御座付得共、左様仕付得ハ、猥に相成付ニ付、今程ハ定格之通是以若松船ニ積替申付、并川船空船共ニ參、須口出し呉付様ニ申付得と、上前銀取通付儀有之付得共、是又右之通ニ仕付得と、猥ニ相成申付ニ付、通不申付事

右之通ニ御座付、已上

享保七巳十二月十一日

柳瀬 与兵衛 殿

川嶋 左助

一〇月の庄屋・年寄より代官への文書(前掲)をもとにして作成されているので当然それとほぼ同内容となっているが、最後の箇条にはそこにはなかつたことがらも出ている。川船に酒・堅炭などを積んで来て、「積み替えると難儀なので小倉・下関までの運賃は若松船に積み替えるのと同じ運賃を出すから直接小倉・下関まで通してくれるよう」言ってきた場合、これまでは若松船に積んだ場合と同じ運賃を取り、若松の者が川船に同乗した。しかしそのようにすると猥りになるので今は定められた通り積み替えているというのである。ここでは酒・堅炭といった、農民的商品生産に基づく商品が明確に示されており、川船はこのような荷物をもって活動範囲を拡大していったことがわかる。

一方、川船側の主張を見てみよう。

川筋船持中乍願奉願上口上之覚

一、川内船之儀、例年八月方御米積送り仕付る、春ニ至り申付ハ、古來々売買之荷物積申付る、小倉・下関江通路仕來り申付、然所四年以前巳ノ年々、若松須口指留通不申、船持中非至と難儀ニ及申ニ付、前々之通被為仰付被下付様ニと、其節御願申上付得共、埒明不申故、於爾今通不申船持中甚難儀仕居申付、右御願申上付通、何分ニも前々之通路仕付様ニ被為仰付可被下付、弥通路相叶不申儀ニ御座付と、御米運送之外御運上來御役目等も難動上、殊ニ船作事等も時々仕得不申、追々船小申外無御座付、左御座付と、前以御願申上付通、枕崎唯今石崎之御威所迄ハ、内海ニシテ小船ニシテハ無心本奉存上付間、御米之儀、枕崎ニシテ若松船ニ積替申様ニ被為仰付可被下、尤御上下之節、其

外之御役目も若松船方相勤申様ニ被為仰付可被下り、何分二も
下脱之 関・小倉通路不仕りハ、唯今之大平太持積申儀難成御座作条
 御慈悲之上、宜様ニ被為仰付可被下り、則巳ノ年々、若松方指
 上り覚書写、川内船持中方指上ケ申願書控此度指上申り、以
 上

享保十三年五月

飯塚船庄屋	權	内
川嶋船庄屋	利	七
幸袋船庄屋	平	次郎
鯨田船庄屋	伊	八
直方船庄屋	次	六
木屋瀬船庄屋	助	八
植木船庄屋	兵	作
山鹿船庄屋	伊	右衛門

井上 九太夫 様

これは飯塚をはじめ遠賀川筋八か所の船庄屋から昔屋代官井上九太夫
 に出されたものである。例年八月から貢米を輸送し、それが終る春にな
 れば古来から売買の荷物を小倉・下関へ運漕したが、四年以前巳の年
 (享保一〇年)より若松が洲口をさし留め、船持中難儀につき前々通り
 にしてほしいときお願いしたが埒が明かなかつた。何分前々通り
 にしてほしい、という内容である。

これに対し若松側は、以前と同じような主張をくり返している。

一、川筋船持中方差上申願書、御見せ被為遊一覽仕り、乍惶此段
 ハ海川之分り御座り得と、川船ハ川内積場高受持居申、川内之
 積方を以渡世仕儀ニ御座り、若松船ハ海上之働ヲ以渡世仕儀ニ
 御座り故、往古ノ穀物・荷物ともニ積替、下関・小倉江漕送仕
 り、尤十五六ヶ年以前と川船之船頭并若松之者相對ニ上り前銀
 を取、間ニハ川船沖海江差通シ為せり儀も御座り得共、左様ニ
 仕りハ、舟継場所猥ニ相成、定法相立不申りニ付、十五六ヶ
 年以來ハ、川内船通し不申り、爰元之船にて定法之通諸荷物積
 替申り事

一、御存知被為遊り通、御制札ニも船継場所之御札立居申儀ハ、紛
 無御座り、夫故、下関江就御用福岡御役人様方御越之節、并御
 用之御文箱、共ニ幾度も若松船ニ相勤申り事

一、川内船沖海江出申儀難成御座りて、此以後枕崎迄積參、新蔵納
 之御米、同所若松船ニ積替申様ニ被為遊被下り様ニと、川
 船持中方之口上書ニ相見へ申り、惣体川内舟御米積下り申節、

小潮にて御座り得と、三ツ頭通不申ニ付、大潮時を考、川之内
方積出申儀ニ御座り、夫故新蔵出之御米ハ、大形一同ニ出申儀
ニ御座り、是又貴公様御代官米并新蔵出之御米共ニ、時ニより
込合申儀も可有御座り、左様之節、積方少延引仕仰逆も若松
船ニ枕崎方積替申様ニ被為仰付被下りハ、難有奉存上、御
受申上、積方仕仰様ニ舟持中にて可申聞、左ハ枕崎方之
運賃古来極之通、壹俵ニ付四合宛若松船受取様ニ被仰附可被
下り事

一、御上下之節其外共ニ、若松方御役目動上り様被為仰付被下り様
ニと、川内方口上書ニ相見申、御存知被為遊り通、御上下之
節ハ、若松之儀ハ有船有人不残指出御役目相動来り、此段ハ川
内船持中往古方存知居申儀ニ御座り、唯今右之願書等指上申
儀ハ乍惶如何ニ奉存上り、若松之儀ハ浦並之御菜銀毎年上納儀
其上御上下之本水夫拾人往古方指出来り申、右水夫雇立之賃
銀等も余分ニ入申儀ニ御座り、ケ様之儀も存不申、川内船持中
より不謂口上書指上申段ハ、不了簡之儀と乍惶奉存、右申上
り通、川内舟沖海江出申りハ、舟継場所隈ニ相成、第一若松
所中之者、古来より之渡世を失申ニ付、何分ニも川船沖海ニ出
申儀ハ相成不申儀ニ御座り、委細ハ御存知被為遊り通ニ御座り
間、右之趣被仰上可被下り、以上

若松庄屋

市左衛門

享保十三年六月

同所年寄

川嶋左助様

正五郎

この論争の結末は明らかではないが、それについてかつて野口氏は、
その後川船の海上渡航及び若松がそれを阻止せんとすることを示す史料
がなく、特に専売制施行以後は川船の海上渡航がみられないことをもっ
て、若松の言い分が認められて川船の海上渡航が全面的に停止せしめら
れたのではないかと推測されたが、このことに関する次の二つの事例を
見てよよう。

一寛延二年巳七月廿四日之夜、当所洲口石炭積川船式艘抜出り、
洲口番并葉山屋貞吉見当り、追掛押留相改り、石炭六百廿四俵
積込居申ニ付、貞吉方江取上り段、申出、尤石炭之義ハ公ケ之
才判致り様ニ兼申来居りニ付、其船之船頭ハ積荷上ケさせ、直
ニ追払り様ニ申付、右石炭、何分ニ可申付哉と追々申出、直
石炭六百廿四俵内三步一ハ見当り者、廿歩一ハ右預主江被下り、
相残分ハ所入弘ニ可申付由申来ルニ付、其通申付

一(寛延二年)九月三日之夜半過、洲口抜船有之、当番和田伊助見
当り、致詮議り、当所徳三郎船ニ鞍手郡大隈村又市米五拾俵、
同郡植木村藤吉米百拾九俵積込居申ニ付、早速積上ケさせ申出
ニ付、則竹屋伝六蔵ニ入させ置、福岡江及注進り、(中略)洲
口番人江青銅壹貫五百文拜領被仰付、(中略)右(船宿)市次郎・
徳三郎洲口江三日晒され、右抜米ハ鞍手郡中秋免村江配当、春免

ヲ以御納方仕作様ニ被仰付〔後略〕

右のいずれの事例においても、川船の海上渡航の試みが発覚して藩より罰せられており、野口氏の言う通り若松の言い分は一応認められたものと思われる。ただ、こういった問題が起きた場合の対処法に厳密な規定があったわけではなかったと思われる。いずれの事例においても、その都度藩側で審議して適当な結論を出しているからである。おおよっぱに、川船が海上に出てはならないという原則ができていた程度であろう。

一方、若松の者が直方・木屋瀬・飯塚辺まで出向いて旅人を若松へ連れ越すこともあったようで、延享二年（一七四五）五月、そのようなことは禁止となっている。

一若松之者、直方・木屋瀬・飯塚辺迄出浮、旅人ヲ若松江連越作儀、
停止ニ作、黒崎江出浮、同所之者共申談、旅人若松船ニ乗作儀ハ
勝手次第、双方申談次第たるへき事²²⁾

結局、若松船と川船との、農民的商品流通を担うもの同士の間論は、活動を海と川というそれぞれの領域にとどめるといふ基本的原則へ帰着したものと思われる。しかしこのころ、例えば飯塚の古川孫兵衛という者が一〇〇石積の観音丸という海上渡航船を若松に所有していた例もあり、川筋の農民的流通を担う者がそういったかたちで海上輸送に進出していったという側面も見逃してはならない。

(1) 野口「近世中期北九州海上輸送権をめぐる争論について」(前掲) 六頁

(2) 同前六一七頁

(3) 若松恵比須神社所蔵松井家記録「公用録」。本史料は、『若松市史』前編に収録され、野口「近世中期北九州海上輸送権をめぐる争論について」(前掲)において「要用録」という史料名でしばしば引用されている史料である。本稿で史料名を「公用録」としたのは以下の理由による。本史料の表紙は破損により、表題のうち最初の一文字の大部分が見えない。二文字目以下は明瞭に「用録」と記されている。野口氏は一文字目を「要」と推測されたのであろうが、一文字目の残された部分は、「要」の字の一部分であるようには見えない。一方、本史料は若松庄屋松井家所有から若松漁業協同組合の所有を経て、昭和十五年九月に若松恵比須神社に奉納されたものであるが、その際、本史料専用の収納箱に収められ、その箱の蓋には「公用録」と記してある。そこで本稿では本史料を「公用録」と称するものである。「公用録」は長帳で御用留の類で、『若松市史』によれば、「当地の確実なる史料として、幾多決裁上の証拠となる事ありしと云ふ」(前編四四五頁)。収載記事の年代は、元禄頃から天明頃までの、近世中期が主であるが、中には初期や幕末期の記事もある。本稿で以下に掲載する諸記事はすでに『若松市史』や野口論文において紹介されているものではあるが、それらには誤りも少なくないので、改めてここに掲載することとした。

(4) 「黒崎記録」(『八幡市史』二〇一一—二〇二二頁)

(5) 「公用録」

(6) 「黒崎記録」(『八幡市史』二〇二二頁)

(7) 同前二〇二頁

(8) 「公用録」

(9) 同前

(10) 「公用録」

(11) 野口、前掲(1)七頁

(12) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』(一九六一年、塙書房)二二二―二二四

頁。ちなみに、野口氏によれば、のちの藩専売の多くが若松商人の手を通じて経営されている(同前八頁註(17))。

(13) 野口、前掲(1)七頁

(14) 「公用録」

(15) 同前

(16) 同前

(17) 同前

(18) 同前

(19) 野口、前掲(1)四頁

(20) (21) 松原伍藤氏所蔵、「若松集録」二

(22) 「公用録」、「若松集録」一

(23) 「若松集録」二。享保一五年(一七三〇)頃の事例である。

四、石炭の商品的流通の開始

右にみたような一八世紀以降の農民的流通の展開の中で、石炭流通もそれと軌を一にして展開したものである。

石炭流通に関する史実の初見は享保五年(一七二〇)である。同年七月一三日、芦屋沖の平太船持主から、遠賀郡の焼石が払底して近村の漁船が篝火などを焚くのに難儀したので豊前赤池と鞍手郡赤池両所で焼石

を買い求め波津浦・鐘崎・勝浦(塩浜共)・津屋崎・福岡・新宮・奈多(塩浜共)の各浦へ売り渡したいと願ひ出た。その結果藩から許可がおりて、芦屋船一四艘と芦屋今浦の船八艘に積み出し許可の船札が下された。¹⁾

ここでは一八世紀初頭の「続風土記」の段階から一步進んだ状態が記されている。即ち「続風土記」において石炭は地元の農民が水風呂の釜にたく程度のものであったのが、享保期ともなれば遠賀郡において漁船の篝火などとして需要が高まってきており、同郡内の石炭だけでは足りず、他郡・他領にまで求めるに至っていることがわかる。

次の事例も同様である。宗像郡勝浦村では

一、塩焼石之儀、数十年以来、芦屋も直ニ参来候処、(虫喰)享保十乙巳十二月、今古賀村大庄屋彦三郎、郡中大庄屋中相談仕、芦屋川口江積出シ申、焼石御留メ被下候様ニ御願申上候ニ付、同人願之通被仰付、塩焼百姓中甚以難儀ニ指及申候ニ付、御郡代味岡団右衛門殿江右之通願上候得共、相叶不申〔後略〕

という状況であった。しかし郡代が

拙者儀、存寄有之候間、其方事、乍苦心、豊前御領ニ参り、同御領、大庄屋方江相談仕候²⁾、芦屋川口積出之証拠申請候³⁾、其証拠ヲ以て当御領鞍手郡御徳村、赤池村⁴⁾両所之焼石買調江積廻シ候様ニ可仕候³⁾

という計らいをしてくれたので、それに従って大庄屋上野助右衛門方で「証拠」をもらい、芦屋代官井上九太夫に見せ、焼石一万五千斤を買うことができた。さらに延享二年（一七四五）一月になると、津屋崎塩浜の百姓団七が、御徳村から焼石を芦屋まで積み下ろすための川漕を調えるに至り、川舟奉行の改めを受け、自由に積み下しを許されている。

ところで元文元年（一七三六）、鞍手郡勝野村の次郎吉という者が藩から他国出成改、すなわち焼石目付に命じられ、また福岡へ石炭（今で言うコークス）を送る買元を許された。嘉麻・穂波・鞍手・遠賀四郡の石炭をみだりに領外へ出すことを取り締まらせたのである。そして諸村から船で石炭を取り寄せる場合にはその村の庄屋が出す「川証拠」がなければ船を通さない規定になっていた。しかし次郎吉の職務は長続きせず、翌元文二年一月一七日に辞職許可が出ている。

鞍手郡勝野村次郎吉、石炭支配被仰付置候処、今程石掘申人柄少く候に付、福岡廻も不得仕候間、右支配御免願出候、願之通御免被仰付候。

「石掘申人柄少く」や「福岡廻も不得仕」といった文言はこの地域での石炭業の不振を思わせるが、同じ年の粕屋・那珂・席田郡の状況を記した次の史料はまったく対照的な内容となっている。

御郡方石炭売二両市中へ入込者御定触之事

元文二丁巳歳三月廿一日

御郡方参手紙写

一 粕屋・那珂・席田より石炭持出シ売弁百姓多く、田作障ニ相成
弁ニ付、右三郡共ニ五拾歳以上之者斗提札持、石炭売らせ可申

弁、若無札之者ヲ買取申弁炭ハ取戻シ申付弁、尤炭直段彦俵ニ付四拾文ヲ高直に申付弁、こやし替弁儀ハ尤老若共ニ無障リ、こやし田子ノ上ニ召置、俵ハ不仕替取弁様ニと申付、其外法違ニ弁ものハ見合取上弁害ニ御座弁間、御町へ御触出シ可被下弁、以上

右之趣、御当職申上弁相極弁事

粕屋・那珂・席田郡では石炭を持ち出して福岡・博多両市中へ売る百姓が多く、耕作に支障を来しているほどだという。そこで石炭を売るこどができるのは五〇歳以上の者のみとし、提札を持っていない者からは買い取らないようにしている。また石炭を肥と交換することもあったことが読み取れる。

この二つの史料を合わせて一つの可能性として考えられることは、福岡への石炭は従来石炭業の先発的な遠賀川流域から送られていたが、福岡市場での需要の高まりにともなって、この年頃になると後発の粕屋郡などでその生産が高まり、福岡市場に関する限り、距離が近いという条件もあって、それらの郡が遠賀川流域を凌ぐようになったということである。しかし、その粕屋炭も、他地域から買い付けに来るようになるのにその年数はかからなかった。明和九年（一七七二）には、表粕屋郡の石炭を筑後から年来買いにきているが、近来に至って余分に売りすぎているのでさし留めよと郡奉行から差図が出ている。

さて延享三年（一七四六）、小倉の福岡藩御用達鍋屋五兵衛から、鞍手郡の石炭（石炭に同じ）を年に五〇〇俵ずつ買い取りたい旨願い出た。藩の方から鞍手・遠賀両郡大庄屋の意見を聞くと、鞍手郡の大庄屋

どもは石殻が他国へ移出すると郡内の石殻が高値になり百姓どもが不勝手になるというて反対したが、遠賀郡の大庄屋どもは、鞍手郡の大庄屋はそのように言うが実際には同郡の石殻は内々芦屋・若松洲口へ積み出され、下関や小倉では筑前国の石殻は自由に売買されているのでかまわないとした。鞍手郡の大庄屋に聞きただと、申し分が立たず、三〇〇〇俵なら差障りなしと答えたので、結局翌延享四年、三〇〇〇俵の石殻を小倉の鍋屋に売ることになった⁽¹²⁾。しかし翌延享五(寛延元)年からは石炭五〇〇〇俵積み出しの許可を得、運上銀七〇目を出している⁽¹³⁾。なお鍋屋は「洲口出御免ニ付運上銀別段ニ上納」するので「洲口運上」は取られないことになった⁽¹⁴⁾。

その延享五年三月、鞍手郡直方町の船庄屋與次兵衛と博多桶屋町の赤間屋助兵衛とが連署して、鞍手郡の石殻を福博へ廻し、下値に商売することを願ひ出た。しかし、これを許すと実際は福博へ廻る分は少なく小倉・瀬戸内海辺へ廻る分が多くなり、「鞍手郡人の利益とはならず願主えの益となるのであらうといふので」、不許可になった⁽¹⁵⁾。

寛延三年(一七五〇)には下関の野上屋彦左衛門から、石炭三〇〇〇俵の積み出し許可願ひがあった。鞍手郡に問い合わせると、差障りなしとのことであつたので、許可された。その際野上屋は銀四二匁の運上銀上納を命じられている⁽¹⁶⁾。これは先に紹介した鍋屋の五〇〇〇俵につき銀七〇匁という率に準じたものである。

明和年間になると、若松の庄屋和田佐平が石炭を製塩に用いることを案出し、周防三田尻に輸出した。はじめは製塩業者が石炭を焚く方法を知らず佐平もそれを説明する知識と経験に乏しかったため、海中に投棄して帰国したが、のちに佐平は鉄網を用いて燃焼する方法を案出し、再

び製塩業者に石炭を送って好結果を得、その後製塩業者の間で大いに石炭需要が高まったという⁽¹⁷⁾。

そのようなこともあってか、同じ頃福博市中では石炭が払底し高値となつて問題となつていた。そこで明和九年八月、福岡湊町加瀬屋利八は「芦屋廻り石炭問屋ニ被仰付被下付ハ、追々仕入も仕、余分積廻シ付ハ、下値ニも可相成付」と藩に申し出、運上銀を年に三〇匁ずつ上納することでの許可を得ている⁽¹⁸⁾。

以上のように、一八世紀に入ると農民的商品流通の一環として石炭流通が始まり、一八世紀中ごろともなるとかなりの規模の石炭が藩外へ流出するに至つた。さらに一八世紀後半になると十州塩田とリンクした形での流通が始まつたのである。そのように藩外への流出が多くなると、福博市中では石炭払底、高値という問題が起きるようになっていた。

(1) 「筑前炭坑史料」(『福岡県史料叢書』第七輯、一九四九年)一七頁、
『福岡県史』第二巻下冊(一九六三年)一三四頁、『芦屋町誌』(一九七二年)二八八頁

(2) (3) (4) 「勝浦村字塩浜築立切開一切写簿」(木村俊隆編『宗像の塩浜』二二―二四頁、自費出版、一九八三年)

(5) 『宗像の塩浜』八四―八五頁

(6) 「筑前炭坑史料」一七一―一八頁、『福岡県史』第二巻下冊三三四―三五頁、
『芦屋町誌』二八八―二八九頁

(7) 「筑前炭坑史料」一八頁、『福岡県史』第二巻下冊三三五頁

(8) 「博多津要録」巻一一(一九七六年、西日本文化協会、第二巻一二頁)

(9) (10) 前掲「筑前国統風土記」「土産考 燃石」の項参照

- (11) 『御仕立炭山定』(一九七八年、福岡大学研究所) 四頁
- (12) 『筑前炭坑史料』一八頁、『福岡県史』第二卷下冊二三五―二三六頁、『芦屋町誌』二八九頁
- (13) 『筑前炭坑史料』一八頁
- (14) 『若松集録』二
- (15) 『筑前炭坑史料』一八頁
- (16) (12) に同じ
- (17) 『若松市誌』(一九二二年) 一一七―一一八頁
- (18) 『御仕立炭山定』四―五頁

五、近世中期における遠賀川水系の

改修・開削工事と遠賀堀川の開通

ところで、すでに述べたように、近世中期には、初期に計画しながら果せなかった河川改修ならびに開削工事が次々と行われている。それら一方では藩財政の逼迫に伴う貢租の増徴と、他方では商品流通の拡大から必然的に要請されたもので、この時期全国的にも普遍的なことであった。

まず延享元年(一七四四)には古賀村以下の遠賀川本流を、猪熊・島津間を通す工事が行われ、その結果、遠賀川本流は現コースに確定した。¹⁾ また寛延二年(一七四九)には、結果的には成功しなかったが二日市く博多洲口間の堀川計画が再燃、同四年から足かけ三年にわたり工事が行われた。²⁾ そして寛延三年、遠賀堀川の工事再開計画が起り、宝暦元年(一七五二)起工、³⁾ 同二年完成、⁴⁾ 同三年開通の運びとなった。⁵⁾

このようにして完成した堀川では、宝暦一三年から川損料(通船料)として、公私用ともに一艘につき三〇文ずつを車返において徴収することとした。当初一か年の通船数は三、一五〇艘余であった。⁶⁾ 堀川水運の全盛期であった明治三〇年頃の年間通船数が十二、三万艘であったから、それとは比べものにならないが、若松へ行くのに江川を通るよりは格別に近く、その上潮の差引がなく通れるので、三〇文を出しても船方にとっては甚だ勝手が良かった。⁷⁾ 「川損料」という語は、船が幅の狭い水路にぶつかりながら通り、川を損ずるところからきている。なお損料は明和五年(一七六八)から一艘につき五〇文となっている。⁸⁾

ところで明和二年二月には、堀川管理上のルールとも言うべき「堀川筋条目」が定められている。次の通りである。

堀川御条目写⁹⁾

堀川筋条目

- 一 川内為損料通船老艘ニ付錢五拾文〇請取ける切手相渡置、帰船之節ハ右之切手相改ける指通可申事
 - 一通船夜中ニ切抜内猥ニ通させ申間敷け、但無抛就急用罷通け節ハ其趣承届、指通可申事
 - 一 川内普請又ハ依水加減唐戸鎖け節ハ、堀川之上下ニ印相立可申事
 - 一通船之数老ケ月切ニ指出可致け事
 - 一 土手筋打開蒔物致させ申間敷け事
 - 一 堀川水村々江配当無甲乙可令才判事
 - 一 土手筋田地水取二百性銘々自由ニ土手切崩させ申間敷け事
- 但土手切取水取不申難斗所ハ、遂詮儀無指支様ニ水取らせ可

申事

一土手筋牛馬繫かせ申間敷申事

一吹上井樋口魚取のため水汲干儀停止之事

一土手筋無油断相廻り、不丈夫之処於有之と、早速其所抱村々江申

届、其村夫を以取繕之儀可致才判り、自然急場之破損等有之其所

村夫ニ難及手節ハ、近村之夫召仕可申り、尤郡夫立用可申附り
事

一唐戸番井井手番勤方之儀、別紙定書之通相守り様重畳可申談り事

一土手筋定書前相背り者見当りハ、不拘親疎名附仕り、早可

相訴り事

右之条々堅可相守りもの也

以上が郡奉行嶋井市太夫から、堀川受持（堀川を管理する者の役職名）で車返在の一田久作宛に差し出されている。通船に関する規定とともに、土手筋の維持に関する規定が多いことが目につく。この条目は以後明治三年（一八七〇）まで郡奉行または堀川受持の代替りごとに確認がとられ、必要に応じて追加条目が加えられている。

なお、右条目中にあるように、唐戸番・井手番に対しては、別紙で次のような定書が与えられていた。

覚^⑫

唐戸番
井手番

一新川水加減ニ応シ、唐戸揚おろし無油断可仕り、勿論洪水之節ハ

中柱立之儀、懈怠致間敷申事

一唐戸明ケ立ニ付、通船不及難儀り様可仕り事

一井手所見繕之儀、唐戸番・井手番共ニ申談、不絶相廻り、不丈夫

之儀も有之りハ、^{〔堀川受持〕}車返役所江可申出り事

一洪水之節ハ宗社山水吐井手兼り明ケ置可申事

一唐戸番手足り不申節ハ井手番ハ相勤可申事

さて、この堀川の開通は藩東部の流通の結節点である若松・芦屋・黒崎にどのような影響を与えたであろうか。以下いくつかの史料により、その様子を窺ってみよう。

吉田堀川御成就ニ相成候已来は、先年より宿筋駄賃にて黒崎之様に出来り候荷物も、全程川船ニ参候様に相成候ニ付、自然ニ黒崎表より積出之諸荷物も相減し候ニ付、同所船持申渡世筋立相兼〔中略〕又若松は先年御米御積立所等、蘆屋より所替に相成候已後は、格別所中渡世筋も相増シ、其上堀川出来以後は、先年已来蘆屋へ積下シ、同所より諸国へ積出荷物も、過半若松之様ニ積送り候様ニ相成、蘆屋表渡世を失ひ候たけは、若松之賑と相成、彼是渡世も手厚く相見へ〔後略。傍点筆者。〕^⑬

近来吉田新川御堀抜御普請以後者、長崎糸荷類・諸荷物・旅人等迄も飯塚・木屋瀬辺より帯に若松之様に参り、若松に船かり替候に付、同所は追々繁昌仕居申候〔中略〕黒崎船町、先年者拾五六反帆より八九反にかけ四拾艘余も御座候、其後明和年中迄は八九端より六反帆迄廿四五艘も居申候得共、^{〔天明七年頃〕}近年船働無御座、段々衰微仕、船数も減少仕、漸々拾四艘に相成居申候〔後略〕

以上のように、堀川の開通は若松には繁栄をもたらし、逆に芦屋・黒崎は衰退に向かうこととなったのである。

- (1) 『遠賀町誌』五四―五五頁
- (2) 本稿 第一章注(8) 参照。
- (3) (4) (5) 「福岡藩民政誌略」三七二―三七三頁、「筑前国統風土記附録」(上巻)二三―二四頁

- (6) 一田七平家文書「堀川損料錢発端より之次第抜書」
- (7) 同前

- (8) 同前「堀川運炭轆通下景況調査表」

- (9) (7) に同じ。

- (10) (7) に同じ。

- (11) 一田七平家文書「堀川一件諸記録」所収

- (12) 同前

- (13) 「黒崎記録」(『八幡市史』二二三頁)

- (14) 天明七年二月「黒崎船町中井船持中より乍恐申上る口上之覚」(同前、一二九頁)

六、一八世紀末―一九世紀初頭の河川水運の実態

ここで、「統風土記附録」によって、一八世紀末の遠賀川水運の実態をみてみよう。表で、「統風土記」と比較しつつ気のついたことをあげてみると、まず渡海船数における黒崎と若松との地位が全く逆転していることに気づく。その間の経過の一端はすでに述べた。また川船が丸木

船から川轆へきれいに変わっているのも特徴である。内容的には若松の数が極端に減っている。河川交通を担う若松から海上交通を担う若松への機能転換が行われたと見る事ができよう。そしてその間に、先にみたような川船との争論があったわけである。そのほか宝暦一二年(一七六一)に堀川が開通して船が芦屋まで下らずして若松まで直接行けるようになってるのは大きな変化である。石炭(燃石)に関しては、嘉麻・穂波・鞍手の諸郡で焼いたものは皆芦屋に出し船に積み、福博へ販売しているとしている。但しここでは十州塩田への販売に関することは出ていない。

一八世紀も末ともなると、石炭の需要はますます増大した。粕屋郡の「仲原村記録」天明八年(一七八八)の項によると、「去ル夏より石炭殊の外高値に相成、市中へ手廻り不致候ニ付、他国出ハ勿論、他郡出等も稠敷御留⁽¹⁾になったとある。天明八年には再び市中へ売り出しているが、宝暦頃は一石につき三〇文ぐらいであったのが「近年」は一八〇文にまでなっているとある。⁽²⁾

寛政二年(一七九〇)には豊前国田川郡金田手永六角文書に「御米船石積に而差間候義御蔵方より船方へ御沙汰立船方より申出る⁽³⁾」とあり、一八世紀末には石炭運送は貢米運送に差し支えるまでに盛んになってきたことがわかる。豊前炭は筑前炭よりも早くから十州塩田に進出したと言われているが、この史料は十州塩田での需要増大とそれへ向けての流通の増大を象徴しているかのごとくである。そしてそのために石炭価格は高くなり、次第に購買力の乏しい地元農民の手に届かぬものとなっていったのである。⁽⁵⁾

(1) 『福岡県史』第二巻下冊三九頁

(2) 同前二四〇頁

(3) 瓜生、前掲論文八頁

(4) 隅谷、前掲書六頁

(5) 同前七頁

おわりに

以上述べてきたように、近世に入り新たな石高制という制度に対応するため整備された遠賀川においては、一八世紀初頭までは運送の中心は貢米であり、それに農民の非自給物資が付随する程度であった。しかるに一八世紀に入ると、農民的商品生産が始まり、それに対応した農民的流通が始まった。領主側ではそれをうまくとらえる形で体制を強化した。

石炭の流通は一八世紀に入って農民的流通の一環として始まり、拡大していった。それまで、即ち一八世紀初頭までは全く自給的であった。

石炭流通は当初漁村や塩浜、並びに福博市中に対し行われたが、一八世紀末頃から十州塩田への流通が始まり、漸次需要が高まり流通量が増えて貢米輸送を差し支えさせるほどになった。このような石炭流通の盛行を藩が見逃すはずはなく、文化一三年の焚石会所設置へとつながっていくのである。

〈付記〉

若松恵比須神社宮司伊高英俊氏には、史料閲覧の上でたいへん便宜をはかっていただいた。ここに記して謝意を表するものである。